

【参考】 前回基本指針

番号	項目	内容
1-1	地域生活移行者数	・令和5（2023）年度末時点で、令和元（2019）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
1-2	施設入所者数	・令和5（2023）年度末時点で、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※成果目標の設定は県	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日以上 ・精神病床における65歳以上の1年以上の入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数を目標値として設定 ・精神病床における早期退院率： 3か月後69%以上 6か月後86%以上 1年後92.0%以上
3	地域生活支援拠点等の整備	・令和5（2023）年度末までの間、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討
4-1	一般就労移行者数	・令和5（2023）年度中の移行者数が、令和元（2019）年度実績の1.27倍以上

番号	項目	内容
4-2	就労移行支援における一般就労移行者数	・令和5（2023）年度中の移行者数が、令和元（2019）年度実績の1.30倍以上
4-3	就労継続支援A型における一般就労移行者数	・令和5（2023）年度中の移行者数が、令和元（2019）年度実績の1.26倍以上
4-4	就労継続支援B型における一般就労移行者数	・令和5（2023）年度中の移行者数が、令和元（2019）年度実績の1.23倍以上
4-5	就労定着支援事業の利用者数	・令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用
4-6	就労定着支援事業の就労定着率	・就労定着率が7割以上（就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業者の割合）
5-1	児童発達支援センターの設置	・令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置
5-2	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	・令和5（2023）年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
5-3	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	・令和5（2023）年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
5-4	医療的ケア児支援のための協議の場	・令和5（2023）年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
5-5	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	・令和5（2023）年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置
6	相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制	・令和5（2023）年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保
7	サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	・令和5（2023）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築